

徳山大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程

(平成 27 年 1 月 30 日 制定)

改正 平成 29 年 1 月 27 日

改正 令和元年 5 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「徳山大学教育職員倫理綱領」及び「徳山大学における研究に携わる者の行動規範」の定めに従い、徳山大学（以下「本学」という。）の研究者が行う研究における不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、不正行為が生じたときの対応を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は次のとおりとする。

- (1) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる以下の行為。
 - ア 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - エ 上記以外の、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念上に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- (2) 「公的研究費」とは、国の機関、地方自治体などの行政官庁又はそれらの行政官庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金、公募型の研究資金ならびに補助金のことをいい、これらの競争的資金、公募型の研究資金及び補助金の執行により取得した施設、設備等を含む。
- (3) 「配分機関」とは、公的研究費を配分する国の機関、地方自治体などの行政官庁又はそれらの行政官庁が所管する独立行政法人のことをいう。
- (4) 「研究費等」とは、公的研究費及び本学から配分される研究費をいう。
- (5) 「研究活動」とは、研究費等を使用して行う調査、情報収集、分析、論文の執筆及び論文の投稿など、研究計画の立案から研究成果の発表までの一連の活動をいう。
- (6) 「研究者」とは、本学において研究活動を行う者をいう。
- (7) 「研究補助者」とは、研究活動を補助する学生、補助研究者、職員、その他の非常勤雇用者をいう。

- (8)「最高管理責任者」とは、研究活動の運営・管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (9)「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営・管理について統括し、その状況を最高管理責任者へ報告する者をいう。
- (10)「研究倫理教育責任者」とは、研究活動の不正行為を防止するため、研究者、研究補助者、その他研究活動に関わる者に対し研究倫理教育を実施し、その他不正行為の防止策を講じる者をいう。
- (11)「部局」とは、「学校法人徳山教育財団組織規程」に定める内部組織をいう。
- (12)「部局責任者」とは、研究活動に関わる部局の長をいう。

(遵守事項)

第 3 条 研究者、研究補助者及びその他研究活動に関わる者は、この規程及び関係諸規程の定める事項を遵守し、適正な研究活動を実施し、補助し、または協力しなければならない。

2 研究者、研究補助者及びその他研究活動に関わる者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(責任体制)

第 4 条 本学における研究活動に関する最高管理責任者は学長とする。

2 本学における研究活動の統括管理責任者は学部長とする。

3 本学における研究倫理教育責任者は学部長とする。

(職務権限の明確化)

第 5 条 最高管理責任者は、研究活動に関する事務処理手続きに関して、研究者と部局責任者の権限と責任を明確に定め、これを学内外に公表し、関係者に周知するものとする。

(不正行為防止計画)

第 6 条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為の防止計画（以下「不正行為防止計画」という。）を策定し、学内外に周知しなければならない。また、不正行為事案の情報収集等を踏まえ、定期的に不正行為防止計画を改定するものとする。

2 統括管理責任者は、不正行為防止計画が適正に実施していることを確認し、最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、不正行為防止計画、不正行為の発生事案、不正行為防止策の情報等に基づき、研究倫理教育の内容を策定するものとする。

4 部局責任者は、不正行為防止計画に基づき、不正防止に努めなければならない。

5 最高管理責任者は、研究者、研究補助者及びその他研究活動に関わる者に対し、研究活動の適正な遂行に関わる意識向上を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育)

第 7 条 研究倫理教育責任者は、研究者、研究補助者及びその他研究活動に関わる者に対し、次の事項を含む研究倫理教育を定期的実施しなければならない。

- (1) 研究活動の学術的及び社会的意義
- (2) 適正な研究活動の実施方法
- (3) 研究活動の不正行為の事例
- (4) 研究活動の不正行為による影響と懲戒
- (5) 上記各号のほか、研究倫理教育責任者が研究活動の不正行為を防止するために、研究倫理教育上必要と判断する事項

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の受講状況及び理解度を把握するものとする。
(誓約書)

第 8 条 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育を受講した研究者、研究補助者及びその他研究活動に関わる者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

2 誓約書には、次の事項の誓約を求める内容とする。

- (1) この規程及び関係諸規程の定めを遵守すること。
- (2) 研究活動の不正行為を行わないこと。
- (3) この規程及び関係諸規程の定め違反して研究活動の不正行為を行った場合、本学の規程に基づく懲戒処分、配分機関による処分、ならびに法的責任を負うこと。
- (4) 上記各号のほか、誓約を要する事項。

(競争的資金等への応募資格と執行制限)

第 9 条 研究倫理教育を受講し、かつ誓約書を提出した研究者に対し、研究費等への応募資格を付与する。

2 公的研究費を配分される継続課題を有する研究者が、研究倫理教育を受講しなかった場合又は誓約書を提出しなかった場合は、研究倫理教育を受講し又は誓約書を提出するまで当該公的研究費の執行を停止することがある。

(相談窓口)

第 10 条 研究活動に関する事務処理手続きの学内外からの相談窓口として教務課、地域連携センター、総合研究所を充て、学内外からの相談に誠意をもって対応し、研究の適正な遂行を支援するものとする。

(データ等の保存・開示)

第 11 条 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を 10 年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

2 最高管理責任者は、保存された研究データを開示する場合、その範囲と方法を策定するものとする。

3 前項の定める範囲と方法に則って、研究者は研究データを開示するものとする。

(告発等の窓口)

第 12 条 研究活動の不正行為に関する学内外からの相談又は告発を受ける窓口として総務

課を充て、適切かつ迅速な対応を図る。

(告発の手続き)

第13条 告発の手続きは、電話、ファクシミリ、電子メール、書面及び面会とする。

2 告発は原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

3 匿名による告発について、必要と認める場合には、統括責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

(秘密保持及び告発者等の保護)

第14条 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査結果について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

2 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

3 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。

4 告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、学内規程に定めるに従い処分することがある。

5 被告発者に対して相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(告発等の取扱い)

第15条 告発等を受けたときは、統括責任者を通じて最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は告発等の報告を受けた後、速やかに調査の要否について判断するものとする。

3 前項の場合は、必要に応じて研究費等の執行を停止する。

(調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、第15条2項又は本学がその他の理由により調査の必要を認めた場合は、原則として30日以内に調査の実施を決定し、研究不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員の半数以上が外部有識者である者とする。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究倫理教育責任者

(3) 最高管理責任者が委嘱する部局責任者

(4) 最高管理責任者が委嘱する弁護士、学外の研究者等

- 3 調査委員会の委員は、告発者、被告発者、不正行為への関与の疑いがある関係者及びそれらと直接利害関係を有しない者とする。
- 4 調査委員会の委員長は統括管理責任者とする。
- 5 調査を実施することを決定したときは、当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁に調査を行う旨を報告するものとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。
- 7 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 8 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 9 調査委員会は、調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、調査を実施しなければならない。

(調査内容・不正行為等の認定)

第17条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者及び関与の程度
 - (4) 当該論文等及び当該研究活動における関与した者の役割
 - (5) その他調査委員会が必要と認めた事項
- 2 調査委員会、次の各号に掲げる方法により調査を行うものとする。
 - (1) 関係者からの聴取
 - (2) 関係資料等の精査
 - (3) その他調査委員会が必要と認めた方法
 - 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
 - 5 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 6 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して210日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われた否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

(調査の報告・通知)

第 18 条 調査委員会は、最高管理責任者及び当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁へ随時調査状況を報告するものとする。

2 調査委員会は、速やかに、調査結果を告発者、被告発者、不正行為への関与が認定された関係者に通知するものとする。

3 調査委員会は、前項の通知に加えて最高管理責任者及び当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁へ調査結果を報告するものとする。

(配分機関の实地調査)

第 19 条 配分機関が研究活動の不正行為に関して实地調査を行う場合は、調査委員会、研究者、関係部局は誠実に対応するものとする。

(不服申立て)

第 20 条 調査委員会の調査結果につき不服がある者は、調査結果の通知を受けた後 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。

2 調査委員会は、不服申立てを受け当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁へ報告するものとする。

(再調査)

第 21 条 前条第 1 項の不服申し立てを受けた場合、調査委員会は再調査を行うか否かを決定する。

2 調査委員会は、再調査を行う場合はその旨を、申立者、被申立者に通知し、再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、申立者に通知するものとする。また、当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁へ報告するものとする。

3 調査委員会は、再調査開始後 50 日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。また、当該研究活動が公的研究費の配分を受けたものである場合は、配分機関及び関係省庁へ報告するものとする。

4 調査委員会は、前項の再調査結果を速やかに申立者及び被申立者に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第 22 条 不正行為が認定された場合は、最高管理責任者は次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名および所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) 調査委員会委員の氏名および所属および調査方法の概要
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を

公表しないことができる。

- 3 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認識がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(不正行為の認定後の対応)

第 23 条 調査委員会において研究活動の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、その他学内関係諸規程に従って、処分を行う。

- 2 不正行為に関与した業者には、不正行為防止計画に基づき処分を行う。

- 3 不正行為の情状により、不正行為に関与した研究者、関係部局、取引業者等に対し、刑事告発、民事訴訟、その他法的手続きを行うことがある。

(その他)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、研究の適正な実施についての必要な事項は不正行為防止計画の定めるところとする。

附 則 (平成 27 年 1 月 30 日)

この規程は、平成 27 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 1 月 27 日)

この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から改正施行する。

付 則 (令和元年 5 月 28 日)

この規程は、令和元年 5 月 28 日から改正施行する。